

## ○開陽丸青少年センター観光バリアフリーレジャー用品等貸出事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、観光等で江差町内への来訪者に観光バリアフリーレジャー用品等を貸し出すこと(「レンタル用品等」という。)により、環境に優しい交通手段の提供及び交通アクセスの利便性の向上を図り、もって、江差町の観光事業の推進及び地域の活性化に寄与することを目的とする。

### (貸出及び返却受付施設)

第2条 レンタル用品等の貸出及び返却の受付は、次のとおりとする。

名称：江差観光情報総合案内所(えさし海の駅「開陽丸」内)

住所：江差町字姥神町 1-10

### (対象者)

第3条 レンタル用品等を利用できる者は、原則として中学生以上の者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) レンタル用品等を利用するに当たり、安全管理上支障を来すおそれがあると認められるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

### (利用期間及び時間)

第4条 レンタル用品等を利用できる期間と時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 貸出期間は、4月から10月までとする。
- (2) 貸出時間は、午前9時から午後4時30分までとし、貸出受付時間は午後3時30分までとする。
- (3) 一日の利用時間は、4時間までとする。

2 前項の規定にかかわらず、特に必要があると理事長が認めるときは、これを変更することができる。

### (利用の申請及び承認)

第5条 レンタル用品等を利用しようとする者は、住所、氏名等を証するものを提示のうえ観光バリアフリーレジャー用品等利用承認申請書(様式第1号)に記入し、理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の申請に係るレンタル用品等の利用を承認したときは、観光バリアフリーレジャー用品等利用案内(様式第2号)を利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)に交付するものとする。

3 理事長は、前項の承認をする場合において、必要な条件を付することができる。

### (利用区域)

第6条 レンタル用品等によって利用者が移動できる範囲は、江差町内の指定された区域内に限る

ものとする。

(使用料)

第7条 レンタル用品等の使用料は、無料とする。

(権利の譲渡等の禁止)

第8条 利用者は、レンタル用品等の利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用者の厳守事項)

第9条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用する前には、レンタル用品等に異常がないことを必ず確認すること。
- (2) 借り受けたレンタル用品等は、適正に管理し、利用すること。
- (3) 借り受けたレンタル用品等の返却に当たっては、指定された位置に返却すること。
- (4) 不適切な利用及び危険個所又は不適當な場所での使用をしないこと。
- (5) 歩行者の通行障害となるような行為をしないこと。
- (6) 飲酒運転、無謀乗車その他交通法規に違反するような行為をしないこと。

(損害賠償の義務)

第10条 利用者は、自己の責めに帰すべき事由によりレンタル用品等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(免責事項)

第11条 利用者が、自己の責めに帰すべき事由により自他の人身又は物損事故については、開陽丸青少年センターは一切責任を負わないものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月26日から施行する。